

## (仮称)冷水峠風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社ユーラスエナジーホールディングスが、青森県むつ市及び下北郡東通村において、最大で総出力31,500kW（定格出力2,100kW級の風力発電設備15基）の風力発電所を新設する事業である。本事業は、現時点では、系統連系への接続は確保されていないが、恵まれた風況を活用するものであり、再生可能エネルギーの導入・普及の観点からも望ましいものである。

一方、対象事業実施区域及びその周辺では、クマタカをはじめとする希少猛禽類等の生息及び繁殖が確認されているほか、ガン・カモ類及びハクチョウ類等の渡り鳥の飛翔が確認されており、これら重要な鳥類への影響が懸念される。

また、本事業の対象事業実施区域には、他事業者による風力発電事業の環境影響評価手続が進められている区域が含まれていることに加え、これらの事業が隣接して実施されることで、騒音等、動物及び景観等について累積的な影響が懸念されるが、準備書において、累積的な影響が考慮されておらず、予測及び評価されていない。したがって、今後、事業者間で協議・調整し、実現可能な事業の内容を検討するとともに、必要な情報を共有し、累積的な影響を考慮して予測及び評価を再度実施することが必要不可欠である。

このため、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その結果を評価書に記載すること。

## 1. 総論

## (1) 累積的な影響について

本事業の対象事業実施区域には、他事業者による風力発電事業の環境影響評価手続が進められている区域が含まれていることに加え、これらの事業が隣接して実施されることで、騒音等、動物及び景観等について累積的な影響が懸念されるが、準備書において、累積的な影響が考慮されておらず、予測及び評価されていない。

このため、評価書までに、事業者間で協議・調整し、実現可能な事業の内容を検討するとともに、必要な情報を共有し、累積的な影響を考慮して予測及び評価を再度実施すること。その結果、重大な影響を回避又は低減できないことが明らかになった場合には、配置計画等の事業計画を見直すこと。さらに、累積的な影響の予測及び評価の結果並びにそれを踏まえた事業計画の検討の経緯及び結果について、評価書に記載すること。

## (2) 上記の措置を講ずることを前提として、事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

事後調査及び環境保全措置に位置づけられている環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。なお、対象事業実施区域の周辺においては、他事業者による風力発電事業が環境影響評価手続中であることから、騒音等及び動物等の事後調査及び環境監視の実施に当たっては、他事業者と情報を共有し、必要に応じて合同で調査すること等により、累積的な影響を把握すること。

追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たったの主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。

調査の結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

## 2. 各論

### (1) 鳥類について

対象事業実施区域及びその周辺には、クマタカをはじめとする希少猛禽類の生息・繁殖が確認されているほか、ガン・カモ類及びハクチョウ類等の渡り鳥の飛翔が確認されている。このため、これらの重要な鳥類等に対する環境影響を可能な限り回避・低減する観点から、効果が認められたブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置を設備稼働前に講ずること。

また、これまでに実施した調査結果並びに専門家及び関係行政機関等からの助言を踏まえて、供用後の飛翔経路の変化及びバードストライクの有無に係る事後調査を実施するとともに、バードストライクが確認される等、希少猛禽類及び渡り鳥等の重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、稼働制限等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、稼働後においてバードストライクが発生した場合の対応措置について、事故の確認・報告、連絡体制、原因の解明、防止措置、死骸・傷病個体への対処等を定めて実施すること。